

(参考送付)

29建総技第233号

平成29年7月13日

各部工事主管課長 様

総務部 技術管理課長

小木曾 正隆

(公印省略)

デジタル工事写真の小黒板情報電子化について (参考送付)

このことについて、下記のとおり運用することとし、各所工事主管課長あて通知しましたので、参考送付いたします。

記

1 内容 別添のとおり。

2 適用 通知日以降に適用する。

なお、すでに契約しているものについては、監督員の承諾により適用可能とする。

担当者

総務部技術管理課 湊・鈴木・上野

TEL 03-5320-5236(直) 都庁内線 40-047



別添

29建総技第233号

平成29年7月13日

総務部技術管理課

デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

1 目的

デジタル工事写真の小黒板情報電子化（以下、「電子黒板」という。）とは、被写体画像の撮影と同時に工事写真へ小黒板の記載情報を電子的に記入するものである。電子黒板の導入により、現場撮影の省力化、写真整理の効率化に加え、工事写真の改ざん防止等が可能となり、受発注者双方の業務の効率化を図ることができる。

2 適用・対象工事について

東京都建設局が施行する工事に適用する。

受注者が電子黒板の導入を希望する場合、その旨を監督員へ申請し、承諾を得たうえで、電子黒板対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3 必要な機器の導入について

- (1) 導入に必要な機器及びソフトウェア等は、受注者が選定し、調達する。
- (2) 調達する機器及びソフトウェア等については、工事記録写真撮影基準（東京都建設局）第9⑤に示す項目を電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」に記載している技術を使用していること。（参考1参照）

使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。（参考2参照）

（参考1）「電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」

<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>

（参考2）「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」

<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>

- (3) 機器及びソフトウェア等の導入に係る費用は、建築工事、建築設備工事等については現場管理費、土木工事、土木設備工事については技術管理費に含まれるものとする。

なお、機器及びソフトウェア等の導入に係る費用とは、電子黒板の実施に必要な機器、ソフトウェア及びチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトの電算使用料等を指す。

4 小黒板情報の電子的記入の取扱いについて

小黒板情報の電子的記入の取扱いは、工事記録写真撮影基準（東京都建設局）による。

なお、3(2)を満たすことにより、工事記録写真撮影基準（東京都建設局）のデジタル写真による施工管理（案）3(1)①で規定されている画像編集には該当しないこととする。

5 電子納品について

- (1) 電子黒板を用いた写真（以下、「電子黒板写真」という。）の電子納品については、東京都建設局電子納品運用ガイドラインに定めるもののほか、電子黒板写真と電子黒板写真を管理したビューアソフトとする。
- (2) 受注者にJACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等（参考3参照）を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行わせ、その結果を書面で監督員に提出させることとする。

（参考3）「JACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）」

<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>

6 特記仕様書への記載例

特記仕様書は、以下の記載例を参考に作成する。

【特記仕様書記載例】

(1) デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化（以下、「電子黒板」という。）は次による。

電子黒板とは、被写体画像の撮影と同時に工事写真へ小黒板の記載情報を電子的に記入するものである。

受注者が電子黒板の導入を希望する場合、その旨を監督員へ申請し、承諾を得たうえで、電子黒板対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。

対象工事では、次の全てを実施すること。

ア 対象機器の導入

受注者は、電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という。）について、工事記録写真撮影基準（東京都建設局）第9⑤に示す項目の電子的記入ができ、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」に記載している技術を使用することとする。

なお、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示すること。

使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、ここからの選定に限定するものではない。

また、高温多湿又は粉じん等の現場条件の環境により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

「電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト

(CRYPTREC 暗号リスト)」

URL <https://www.cryptrec.go.jp/list.html>

「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」

URL <http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>

イ 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事における小黒板情報の電子的記入の取扱いは、「建設局工事記録写真撮影基準」（東京都建設局）による。

なお、アにより工事記録写真撮影基準（東京都建設局）のデジタル写真による施工管理（案）3（1）①で規定されている画像編集には該当しない。

（2）電子納品

本工事の電子黒板を用いた写真（以下、「電子黒板写真」という。）及び電子黒板写真を監理したビューアソフトは、電子データで提出すること。

提出にあたっては「デジタル写真管理情報基準【国土交通省】」に基づいて電子データを電子媒体に記録して提出すること。

また、納品時に受注者は JACIC が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で監督員に提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を監督員が確認することがある。

「JACIC が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）」

URL <http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>

電子黒板に関する想定質問

Q 1 どのような手続きを経れば電子黒板を使用できるか？

⇒A 受注者が監督員へ電子黒板の実施を選択する旨を工事記録写真撮影計画書の中に定め、通知別添3(2)に示す機器及びソフトウェア等であることがわかる資料をつけ、受注者等提出書類処理基準 統一25の書式により監督員に申請し、承諾を得る。

Q 2 電子黒板用の写真撮影要領は別途作成するのか？

⇒A 現行の工事記録写真撮影基準（東京都建設局）に準ずる。
なお、同基準の次回改正時には電子黒板に関する内容を記載する予定。

Q 3 電子黒板の機器、ソフトウェア等の仕様は？

⇒A ①工事記録写真撮影基準（東京都建設局）9⑤に示す項目（工事件名、撮影日等）が電子的記入できるもの。
②信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するもの。

Q 4 信憑性確認機能（改ざん検知機能）とはどのような機能か？

⇒A 「電子政府における調達のために参考すべき暗号リスト(CRYPTREC 暗号リスト)」に記載している技術を使用しているもの。

Q 5 機器に関する指定はあるのか？

⇒A 機器の指定はない。使用機器の事例は「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。

Q 6 使用機器の事例以外の機器を使用する場合は、Q 3 の仕様が確認できれば、使用してよいということか？

⇒A 使用してよい。ただし、監督員の承諾が必要。

Q 7 電子黒板の実施を選択した場合、電子黒板以外は使用できないのか？

⇒A 電子黒板以外も使用できる。現場条件等を勘案し、受注者が判断すること。

Q 8 監督員は信憑性の確認をどのように行うのか？

- ⇒A ① 受注者が信憑性チェックツール等を用いてチェックを行い、その結果を書面で受注者等提出書類処理基準 統一28の書式により、監督員に提出する。監督員は提出を受けた書面で信憑性の確認を行う。確認時期は検査前とする。（必ず行う）
② 監督員立会いのもと、受注者が受注者のパソコンで信憑性チェックツール等を用いてチェックを行い、確認する。（適時行う）
③ 通知別添3(2)に示す使用機器の事例にあげる機器を使用する場合は、監督員がクラウドサービスを使用しチェックを行うことができる。（「デジタル工事写真の高度化に関する協議会」がH29年7月目途に開始するサービス）

Q 9 費用は別途計上するのか？

- ⇒A 費用は建築工事、設備工事等については現場管理費、土木工事については技術管理費に含まれている。

Q 10 納品はどのように行うか？

- ⇒A 電子黒板写真及びその写真を管理したビューアソフトを電子データで提出する。提出にあたっては「デジタル写真管理情報基準〔国土交通省〕」に基づいて電子データを電子媒体に記録して提出する。